

(平成21年4月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	20 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	12 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 4 月から同年 9 月まで
② 昭和 50 年 2 月から 53 年 3 月まで

私の国民年金は、母親が加入手続をし、結婚するまでは国民年金保険料も納付してくれた。結婚したときに国民年金手帳を妻に渡し、妻は自宅に 3 か月に一度来ていた集金人に、国民年金手帳に印を受ける方法で保険料を納付していた。昭和 44 年 1 月 7 日から A 社に入社し 48 年 9 月に退社したが、同社は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、保険料を納付していた。

また、昭和 50 年 1 月より自営業となり、国民年金保険料は、経費で落ちると聞き、確定申告で妻と二人分を計上していたが、領収書、申告書などは処分しており残っていない。申立期間の保険料を未納とされるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立期間は 6 か月と短期間であるとともに、申立人は国民年金に加入した昭和 44 年度以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳は、昭和 47 年度に再交付され、前年度と切れ目が無く、同年度分の保険料が納付されている上、厚生年金保険資格の取得に伴い、国民年金資格を昭和 48 年 10 月 1 日に喪失していることが確認でき、喪失届を提出した場合、区役所の窓口

においては、過年度保険料の未納者に対して、過年度納付書を作成し納付を勧奨することが通例であったことから、申立人の妻が申立期間の保険料を納付したとみても不自然ではない。

- 2 一方、申立期間②については、申立人は、B市が国民年金保険料の納付状況を記録している国民年金収滞納リストでは、申立人が申立期間中居住していた同市C区D町の住所が記載されておらず、申立人が所持している国民年金手帳においても同区同町の記録が無いことから、申立人は申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる上、申立人は、昭和53年10月9日に同市E区Fに転居しており、同区収入役が発行した54年1月5日付けの国民年金保険料の手書き領収書を所持していることから、申立人は、このころに保険料納付を再開したものと推認でき、この時点では、申立期間の保険料の一部は時効により納付できず、申立期間の保険料を納付するには、特例納付及び過年度納付によることとなるが、申立人からは、さかのぼって納付したとの主張は無い。

また、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も存しない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月から41年3月まで

私は、申立期間当時、養父が自営する製本業を手伝っていたが、昭和37年7月ごろに、A区役所から国民年金に加入するよう勧められ加入した。加入後は、毎月自分の小遣いの中から国民年金保険料を支払っていた。

社会保険事務所に平成19年8月に納付記録の照会を行ったところ、20年2月19日付けで申立期間については納付の事実が確認できないとの回答が来た。納得できないので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間及び第3号被保険者期間を除き、60歳になるまで国民年金保険料をすべて納付するなど、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間のうち、昭和39年4月から41年3月までについては、申立人は、集金人に国民年金保険料を納付したとしており、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は39年12月に既に払い出されていることが確認でき、国民年金の加入手続を行いながら、保険料を納付しないまま放置していたとは考え難い上、申立人は住所や生活状況に変化は無かったとしていることから、当該期間について申立人が現年度保険料を納付していたものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和37年8月から39年3月までについては、

申立人は、集金人に国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人が国民年金に加入した時点では、当該期間の保険料は過年度納付によることとなるが、申立人からは、さかのぼって保険料を納付したとの主張が無い上、B市では過年度保険料の収納は行っておらず、申立内容は不自然である。

また、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 12 月

私は、昭和 62 年 12 月に会社を退職した際に、母から年金等の手続や納付が必要とのアドバイスを受け、国民年金保険料を納めたはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であるとともに、申立人は、6回にわたる厚生年金保険と国民年金との切替手続や、第3号被保険者該当手続については、いずれも適切に行っているなど、申立人の国民年金制度への関心は高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料に係る納付書の交付を受けた場合は、必ず納付したはずであるとしており、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 63 年 4 月に払い出されており、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、社会保険事務所では、国民年金の資格取得手続の処理を行った際、未納期間が有る場合、その納付書を発行していた上、申立人は、申立期間以後に、国民年金被保険者期間が1日である保険料として1か月分の保険料を納付書で納付している実績も有ることが確認できることから、申立人は、申立期間の保険料についても納付したものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月まで

私は、昭和 49 年 6 月 11 日に国民年金の任意加入手続と同時に国民年金付加保険料を納付する申出を行い、納付書により金融機関で納付し、その後、口座振替で納付してきた。

社会保険事務所に記録の照会申出をしたところ、申立期間は定額保険料のみの納付と記録されている。納付できないので記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間及び第 3 号被保険者期間を除き、国民年金付加保険料を含め保険料をすべて納付しており、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人が所持する国民年金手帳には、申立人が、昭和 49 年 6 月 11 日に国民年金の任意加入手続と同日に「付加保険料を納付する者となる申出」を行ったことは確認できるが、申立期間について、「付加保険料を納付する者でなくなる申出」を行った記載は無い上、申立期間前後については、国民年金付加保険料が納付済みであることから、申立人が申立期間の付加保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B製作所における資格取得日に係る記録を昭和52年6月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年6月22日から同年8月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和52年6月から同年7月までの2か月間について加入期間が無いことがわかった。この間はC国のD工場に赴任していた最後の時期で、当該期間も含めてA株式会社に勤務していたことは間違いない。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社（現在は株式会社E。）が保管する人事記録によると、申立人は昭和52年5月26日付けでC国のF株式会社に出向、同年6月21日付けでB製作所に勤務した旨の記載がある。一方、社会保険庁の記録では51年2月21日から52年6月21日までA株式会社G支社において厚生年金保険の加入期間となっており、同社の人事担当者等の供述から、C国への出向期間の勤務場所についてはG支社付けであったことが推認できる。

また、雇用保険の記録及び元代表取締役の供述から、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和52年6月21日にA株式会社G支社から同社B製作所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所のA株式会社B製作所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和52年8月の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、A株式会社B製作所に保管されている被保険者台帳の記録から同事業所において昭和52年8月1日を厚生年金保険の資格取得日として届け出たことが確認でき、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月及び7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（3万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を3万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月1日から38年9月30日まで

私は、社会保険事務所に、A株式会社B本部に勤務していた昭和37年2月から39年6月までの期間の標準報酬月額を照会したところ、37年2月1日の厚生年金保険被保険者資格の取得時における標準報酬月額は3万6,000円と記録されていたものが、同年10月1日には2万円に引き下げられ、38年10月1日に再び3万6,000円と記録されていた。

しかし、私が所持している昭和37年6月と同年11月分の給与明細書には、厚生年金保険料の控除額は共に630円と記載されていることから、社会保険事務所の申立期間に係る標準報酬月額の記録は誤りであると考えられるので、当該標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書の記載から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（3万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認でき

る関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

京都厚生年金 事案 677

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社(現在は、株式会社B。)における資格取得日に係る記録を昭和25年8月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年8月23日から同年9月1日まで

私は、昭和25年8月23日からA株式会社で勤務したが、現在の厚生年金保険の加入記録は同年9月1日に資格取得となっているので、記録を訂正し、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が保管する従業員名簿により、申立人が昭和25年8月23日から継続して勤務していたことが確認できる。

また、A株式会社が保管する賃金台帳により、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、上記の賃金台帳に記載されている厚生年金保険料控除額から、3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

京都厚生年金 事案 678

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和58年12月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年12月5日から59年1月5日まで

昭和54年3月から現在まで、A株式会社に継続して勤務しているが、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、同社B営業所からC営業所へ転勤した際の記録が抜けているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した「在籍期間証明書」、A株式会社が保管する「従業員名簿」及び雇用保険の記録により、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和58年12月5日に、同社B営業所から同社C営業所に異動。同社C営業所はA株式会社本社に厚生年金保険の適用が一括されている。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の保管するA株式会社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和59年1月の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社は、申立人の転勤に係る厚生年金保険被保険者資格取得届にお

ける資格取得日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 58 年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 8 月 1 日から 30 年 4 月 1 日まで
(A 株式会社)
② 昭和 30 年 4 月 1 日から 32 年 4 月 1 日まで
(B 合資会社 C 営業所)
③ 昭和 37 年 10 月 4 日から 38 年 5 月 21 日まで
(株式会社 D)
④ 昭和 38 年 5 月 14 日から 40 年 3 月 21 日まで
(E 株式会社)

平成 19 年の夏ごろ、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給していると言われたが、脱退手当金の請求を行った記憶も受け取った記憶も無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 1 年 2 か月後の昭和 41 年 6 月 9 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の間にある被保険者期間（1 期間）については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっており、申立人がこれを失念するとは考え難い。

さらに、申立人と同じ事業所の女性の被保険者で、社会保険庁の記録に

において脱退手当金の支給が確認できた者について、申立人を除く5人全員が被保険者名簿に脱退手当金を支給したことを表す「脱」表示が有るものの、申立人のみ被保険者名簿に「脱」表示が無い上、申立人が記載されている被保険者名簿と同じページに記載されている「脱」表示の無い者で脱退手当金の支給を確認できる者はいないことを踏まえると、申立人に脱退手当金が支給されていたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 29 年 4 月 1 日から 31 年 8 月 1 日まで
(株式会社A本部)
②昭和 31 年 8 月 1 日から 33 年 11 月 1 日まで
(株式会社AのB支店)
③昭和 33 年 11 月 1 日から 35 年 10 月 1 日まで
(株式会社AのC支店)

65 歳のときに社会保険事務所で記録照会をしたところ、厚生年金保険期間の脱退手当金が支給されていた。年金関係の資料はすべて残しているが、脱退手当金に関するものは無く、当時は社会保険事務所へ行った記憶も無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 2 年 6 か月後の昭和 38 年 3 月 22 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和 35 年 11 月 7 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

京都国民年金 事案 1040

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から43年3月まで

私が20歳になったときに、父親が国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ってくれた。私の兄妹も20歳になったときから、父親が保険料を納付してくれているので、自分だけが未納とは納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年6月に払い出されており、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立期間は学生であることから国民年金には任意加入となり、A町（現在は、B町）が保管する国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳においても、同年4月1日に国民年金被保険者資格取得していることが確認できることから、申立期間は未加入期間となり、保険料を納付することができなかつたとみるのが相当である。

また、申立期間について、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から43年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から43年10月まで
私が20歳になった当時は、厚生年金保険の被保険者であったが、市役所の職員が勧奨に来たので、国民年金にも加入し、国民年金保険料も納付してきたので、未納とされるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、20歳となった際に国民年金に加入し、昭和38年4月から国民年金保険料を納付してきたと主張しているが、申立人の所持する国民年金手帳においても、申立人が初めて国民年金の被保険者資格を取得したのは43年11月1日と記載されており、これはA県B市が保管する被保険者名簿の記録とも一致することから、申立人はこのころに国民年金に加入したものと推認でき、この時点までは、申立人は国民年金に未加入であり、申立人は申立期間の保険料を納付できなかったとみるのが自然である。

さらに、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年6月から同年9月までの期間、平成元年5月、5年9月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年6月から同年9月まで
② 平成元年5月
③ 平成5年9月及び同年10月

私は、昭和62年6月に会社を退職する際、会社側から雇用保険や年金等の手続をするように説明を受け、年金については、国民年金に切り替え、後日、送付されて来た納付書で国民年金保険料を納付した。今まで、納付書が届き次第、納付していたので、未納通知や督促状等の連絡は一度も無く、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和62年6月に会社を退職する際、会社側からの説明を受けて国民年金の加入手続を行い、送付されて来た納付書で国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立期間の国民年金加入記録は、いずれも平成12年3月7日に追加されたものであることが社会保険庁のオンライン記録において確認でき、この追加が行われるまでは、申立期間は、いずれも国民年金に未加入の期間であり、申立人は保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人の国民年金の記録管理は基礎年金番号で行われており、この基礎年金番号は、厚生年金保険の記号番号と同一であることが確認でき、申立期間の国民年金保険料を納付するには、保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、申

立人について、同記号番号が払い出された形跡が無い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から53年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から53年12月まで

私は、夫が昭和50年1月から自営業者(帯の整理加工)となったので、私も国民年金に加入し、自宅に3か月に一度来ていた集金人に、国民年金手帳に印を受ける方法で納付していた。国民年金保険料は、確定申告では経費で落ちると聞き、二人分を計上していたが、領収書、申告書などは処分しており残っていない。申立期間の保険料を未納とされるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が自営業を始めた昭和50年1月ごろ国民年金に加入したと主張しているが、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は54年1月にA市B区C支所において払い出されており、このころに国民年金に加入したものと推認でき、この時点では、申立期間の一部は時効により納付することはできず、申立期間の保険料を納付するには、現年度納付、特例納付及び過年度納付によることとなるが、申立人からは保険料をさかのぼって納付したとの主張は無い。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人について、婚姻前の氏名を含む複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1044(事案 467 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 9 月まで

私は、第三者委員会より納付記録の訂正は必要でないとの通知を受けた後、昭和 36 年 4 月の欄に「この月より納付開始」と押印された国民年金手帳が出てきたので、再度年金記録確認を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 39 年 11 月に払い出されていることが確認できることから、申立人は、このころに国民年金加入手続を行ったと考えられ、申立人の主張は不自然であることなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 8 月 13 日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当委員会に、昭和 39 年 11 月 25 日付け発行の国民年金手帳を提出し、当該国民年金手帳の 36 年 4 月の欄に「この月から納付開始」のスタンプが押されていることをもって納付したとする再申立てを行ったが、提出された国民年金手帳には、申立人が国民年金保険料を納付した際に押される検認印が、36 年 4 月から 39 年 9 月まで認められず、このことは当委員会における当初の決定を裏付けるものであり、そのほか当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から40年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月から40年12月まで

私は、昭和38年10月ごろ、区役所から国民年金に加入するよう勧奨されたので、当時、同居していた義弟と一緒に加入手続を行い、集金人に毎月、国民年金保険料を納付していた。その後、サラリーマンの妻は、加入しなくてもよいと聞いたので資格喪失手続を行った。義弟と一緒に保険料を納付していたにもかかわらず、私の納付記録が確認できないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年10月ごろ、区役所から国民年金に加入するよう勧奨されたため、自宅で申立人の義弟と一緒に加入手続を行い、国民年金保険料については、毎月、申立人の義弟と一緒に集金人に納付していたと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、47年12月に払い出され、同年11月27日に任意で資格取得していることが確認できることから、申立人は、この日に国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、申立期間は、未加入の期間であり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人と一緒に加入手続を行ったとする申立人の義弟の国民年金手帳記号番号は、昭和39年10月に払い出されていることから、申立人の義弟は、このころに国民年金に加入したものと考えられ、国民年金保険料については、40年4月から納付していることが確認できるなど、申立内容とは符合しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から45年3月まで

私は、国民年金制度が始まって間もなく国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。

社会保険事務所に平成19年6月13日に記録照会の申出を行ったところ、同年11月5日付けで申立期間については納付の事実が確認できないとの回答であった。納付できないので、再度調査し、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が発足して間もなく国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付してきたと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年5月にA県B郡C町（現在は、D市）で払い出され、申立人が所持する国民年金手帳からも同年4月1日に任意で国民年金被保険者の資格を取得していることが確認でき、このことはD市の電算記録及び社会保険庁のオンライン記録とも一致する上、任意加入の場合、さかのぼって国民年金の被保険者となることができないため、申立期間は未加入の期間であり、申立人は保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金

手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで
私の国民年金加入手続は、夫が行ったと思うが時期などについては覚えていない。申立期間の国民年金保険料額についても記憶していないが、毎月、区役所で納付していたはずなので改めて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が申立人の国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を毎月、区役所で納付したと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年1月に夫婦連番で払い出されており、このころに申立人の夫は申立人の国民年金加入手続を一緒に行ったものと推認され、この時点では、これを納付するには過年度納付によることとなるが、申立人からは、さかのぼって納付したとの主張も無い上、申立人の加入手続を行ったとする申立人の夫も申立期間の保険料は未納であるなど、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 1 月 17 日から同年 10 月 15 日まで
私は、申立期間に、A公団B試験所C事務所（現在は、D株式会社E支社。）に勤務していたが、社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険被保険者記録が無いとの回答を受けたので、再調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はA公団B試験所C事務所の業務内容を詳細に記憶しており、当時の従業員の供述とも一致していることから申立人が勤務期間の特定はできないものの、当該事業所に勤務したことは推認できるが、D株式会社E支社に照会したところ、同事業所から「該当すると思われる事業所はA公団B試験所C事務所であるが、申立人を雇用した事実を証する資料が無く、退職者を取りまとめたリスト及び当時の職員録にも申立人の氏名が記載されておらず、社員であれば厚生年金保険への加入手続を行っていたはずである。当時は、A公団の創成期で、同事業所の社員以外の者も同じ職場で働いていたこともあり、同じ事業所に勤務していたとしても、すべての者が同公団の社員ではないと思われる。」との回答が得られた。

また、当時の複数の同僚に照会したところ、申立人の記憶は無く申立てに係る事実を確認するための供述を得ることができない。

さらに、申立人は上司及び4人の同僚を記憶しているものの、姓のみの記憶であり、上記の職員録及び社会保険事務所の当該事業所に係る名簿を調査したところ、2人の姓は記載されているものの特定できない上、ほか

の3人については記録が確認できなかった。

加えて、社会保険事務所の記録によると、A公団B試験所の名称で厚生年金保険の適用が一括で行われており、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立期間に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険の整理番号が連続しており、欠番も見られないため申立期間において申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月中旬から同年 6 月 1 日まで

私は、昭和 49 年 1 月中旬ごろ、A新聞の求人広告を見て株式会社Bに入社した。同社の名刺を持ち、「Cです。」と声をかけながらD市内を戸別訪問し、同社の出版物（主に同社の百科事典）を販売していたが、当該期間の年金記録が空白となっているので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社B本社に照会したところ、当社の地方事業所はE・F・G・H・I・Jにあるが、Dには申立期間当時から支社等の出先は存在していないと回答している上、社会保険庁の記録においても申立人が勤務したとするD市K区において、株式会社Bが厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。

また、株式会社B本社は、「当時の社員台帳に申立人の氏名がみられないため、当社の社員としては在籍の実態が無いと判断いたします。」とも回答していることから、申立人が申立期間において、株式会社Bの社員として勤務していた事実は確認できない。

さらに、申立人は、当時の上司及び同僚の氏名を記憶していないため、申立てに係る事実を確認するための供述を得ることはできない。

加えて、株式会社Bに係る社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立期間において申立人の氏名は記載されておらず、健康保険番号の欠番も無いため、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

また、申立期間当時、D市内において株式会社Bの特約代理店であったL社に係る厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の氏名は記載されていない上、同社に当時勤務していた従業員に照会しても、申立てに係る事実を確認するための供述を得ることはできない。

さらに、申立人の申立期間に係る雇用保険の記録についても確認できない。

このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 9 月 1 日から 24 年 3 月 30 日まで

私は、昭和 18 年 4 月に A 県 B 協同組合に入社した。勤務場所は 28 年ごろに退職するまで継続して A 県内であったが、社名は、C 株式会社 D 支店、E 組合と変更になり、最後は A 県 B 協同組合に戻ったが、その後解散したため退職した。社会保険事務所で記録照会したところ、厚生年金保険被保険者記録は無いと言われたが、C 株式会社 D 支店は株式会社であり、同社からの辞令（任書記）も受けていることから、同社に勤務していた期間については、厚生年金保険に加入していたと思うので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 21 年 9 月 1 日付け C 株式会社 D 支店の辞令（任書記）を所持していることから、申立期間の少なくとも一部期間において、当該事業所に勤務していたことは推認できるが、当該事業所に係る社会保険事務所の健康保険労働者年金保険被保険者名簿によると、23 年 2 月 1 日に当該事業所は廃止され、当時の事業主及び役員の所在は不明であり、当時の関連資料の存否も不明であることから、申立期間における申立人の正確な勤務期間等の勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することはできない。

また、C 株式会社 D 支店に勤務していた複数の元従業員に照会しても、いずれも申立人について記憶していないことから、申立期間における申立人の正確な勤務期間及び給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を

確認するための供述を得ることはできない。

さらに、C株式会社D支店に係る社会保険事務所の健康保険労働者年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は記載されておらず、同名簿に記載されている複数の元従業員（照会に対して回答している者）はいずれも当時の勤務先はE市内であったと述べていることから、勤務地がE市内ではなかった申立人については、C株式会社D支店において給与から厚生年金保険料が控除されていた事実は確認できない。

加えて、申立人は、「勤務地は継続してA県内で、C株式会社D支店の所在地であるE市内に移ることは無く、E市へは衣料の割り当てをもらうために行き来した。給料は、男性社員がA県からE市まで、まとめて受け取りに行った。」と供述していることから、申立人は、申立期間において当該事業所へ出入りしていたA県B協同組合の従業員であった可能性があるが、社会保険庁の記録において、A県B協同組合が厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年ごろから 61 年ごろまで

私は、昭和 60 年ごろから 61 年ごろまで株式会社Aに勤務していた。入社後すぐに健康保険証を受け取り、給与から厚生年金保険料を控除されていたことも明確に覚えているので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、株式会社Aで勤務していたことについては、申立期間当時の同僚の供述から推認できるものの、同僚の供述においても申立人の勤務期間等は明確ではなく、申立人の申立期間における勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険が控除されていた事実を確認することができない。

また、株式会社Aは平成5年に適用事業所ではなくなっており、当該事業所の元役員に照会したところ「当時の事業主及び人事担当者は既に亡くなっており、申立期間当時の書類は無く、申立人については覚えが無い。」と回答しており、申立人の勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することができない。

さらに、株式会社Aに係る社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和57年4月2日以降、新規に厚生年金保険被保険者の名前が記載されていないことが確認できるため、申立期間において申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格取得届が出された形跡は無い。

加えて、申立人の申立期間に係る雇用保険の記録についても確認できない。このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 21 年 1 月 31 日まで

私は、旧制中学校を卒業し、学校の就職案内を見て昭和 17 年 3 月から 21 年 1 月 31 日まで A 株式会社勤務した。事務職だったので 19 年 10 月から厚生年金保険料の控除をされていたと思うが、厚生年金保険の記録が無い。申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する辞令及び退職慰労金通知書から、申立人が申立期間のうち少なくとも一部期間において A 株式会社で勤務していたことは確認できるが、当該事業所は昭和 20 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、当時の給与明細書等、関連資料の存否は不明のため申立てに係る事実は確認できない。

また、申立人が記憶している同僚 8 人のうち所在が確認できた 2 人について調査を行ったものの、2 人の同僚は既に亡くなっており申立てに係る事実を確認することはできず、その外 6 人の同僚については姓のみの記憶であるため特定できず、申立てに係る事実を確認するための供述を得ることはできない。

さらに、当該事業所の元従業員に照会しても、申立てに係る事実を確認するための供述を得ることもできない。

加えて、社会保険事務所の A 株式会社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立人は昭和 18 年 4 月 1 日に健康保険の被保険者資格を取得したことが認められるが、同被保険者名簿の「労働者年金保険ノ記号番号」

が空欄になっているため、申立期間において申立人が厚生年金保険の被保険者としての手続が事業所によって取られた事実は確認できない。

また、申立人と同時期に健康保険被保険者の資格を取得した複数の同僚についても、健康保険の被保険者であったことは確認できるが、厚生年金保険の記号番号は上記健康保険労働者年金保険被保険者名簿に記載されていない上、いずれの同僚についても、社会保険庁の記録において申立期間の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

さらに、申立人がA株式会社と関連事業所であったと記憶するB株式会社に照会したところ「申立期間当時、当社とA株式会社との間には人的交流はあったと考えられ、当社からA株式会社へ出向、移籍した者の記録は一部残っているが、その中に申立人の氏名は確認できず、その他の資料にも申立人に関する記載は無いので、申立人はA株式会社で採用されていたのではないか。」との回答であり、申立人のB株式会社における勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和16年4月1日から18年3月31日まで

昭和16年3月に高等小学校を卒業し、同年4月1日に株式会社A（現在は、株式会社B。）に入社した。入社と同時に当該事業所の技能養成所に入所し、工作機械の操作を習得した後、17年1月から現場に配属され工員を務めて、20年9月まで勤務していたが、社会保険庁の記録では18年4月1日以降しか記録されていないので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aに照会したところ、申立期間における申立人の人事記録等は保管されておらず申立人についても記憶がないと回答しているため、申立期間における勤務実態及び給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することができない。

また、申立期間当時、当該事業所に在籍した複数の同僚に照会しても、申立てに係る事実を確認するための供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人は尋常小学校を6年、高等小学校を2年で卒業すると同時に当該事業所に入社したと述べているが、申立人の生年月日を当時の義務教育の就学年齢に当てはめて計算すると、6歳11カ月の昭和10年4月に尋常小学校に入学し、18年3月に高等小学校を卒業することになるため、16年4月から当該事業所に勤務していたとする、申立人の主張を肯定することはできない。

加えて、仮に申立人が申立期間当時当該事業所に在籍していたとすれば、高

等小学校在学中に当該事業所に勤務していたことになるが、申立人は「高等小学校に在学しながら当該事業所に勤務したことはない。」と供述しており、複数の同僚も「高等小学校に在学しながら当該事業所に勤務していた者はいなかった。」と供述しているため、申立人が高等小学校に在学したまま当該事業所に勤務していたとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月1日から4年10月1日まで

私は、平成元年2月1日から30万円の給与で有限会社A（その後株式会社Bに改組、現在は解散。）に役員として勤務していた。社会保険事務所へ照会したところ、申立期間の標準報酬月額は20万円となっているが、当時、交通事故の休業補償として30万円を損害保険会社から受けていたので標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aは、平成7年1月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後、14年12月3日に解散し、元代表取締役は既に亡くなっており、申立期間当時の役員に対して照会したが、当時の関係資料は保管されておらず、申立人の報酬は不明との回答であるため、申立てに関する事実を確認することはできない。

また、社会保険庁の記録によると、申立人は有限会社Aの役員に就任後、平成元年2月1日に厚生年金保険の資格を取得してから4年9月までの申立期間に標準報酬月額は変更されておらず、記録訂正の形跡は認められないほか、同事業所の他の役員の標準報酬月額についても変更が無いため、申立人の標準報酬月額について特に不自然な点は見られない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年3月1日から26年4月1日まで
私は、昭和23年9月8日にA協同組合（現在は、B組合。）C加工場に就職し、24年12月21日に同組合D加工場へ転勤し、その後再度、同組合C加工場において勤務していた。申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A協同組合が保管する申立人に係る「労働者名簿」の記載から、申立期間のうち昭和25年12月20日から同年12月30日までの期間及び26年1月11日以降の期間（退職時期は不明）については、同組合に勤務していたことが認められるが、上記「労働者名簿」には申立人が「臨時雇」として勤務していたことが記載されているため、申立期間における申立人の勤務実態を確認することができない。

ちなみに、A協同組合から提供を受けた「労働者名簿」には、複数の元同僚も申立人と同様に「昭和25年2月28日人員整理により退職」と記載されており、同組合C加工場及び同組合D加工場に係る社会保険事務所の保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び社会保険庁の記録においても、同組合C加工場及び同組合D加工場の厚生年金保険被保険者で昭和25年3月1日に資格を喪失している者が多数確認できるほか、複数の同僚に照会したところ、「昭和25年2月に業績の悪化に伴い人員整理が有った。」との供述が得られた。

また、上記「労働者名簿」のうち、「臨時雇」として勤務を開始した者

については、社会保険庁の記録では、1か月から5か月勤務した後に厚生年金保険に加入していることから、申立期間当時、A協同組合における臨時従業員の厚生年金保険被保険者資格の取扱いは、すべての臨時従業員について雇用後直ちに加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、A協同組合には、当時の賃金台帳等が保管されていないため、申立期間における厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認することはできず、複数の同僚に照会しても、申立てに係る事実を確認するための供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月4日から同年4月1日まで
私は、A株式会社に昭和41年3月4日入社し、同年10月まで勤務したが、社会保険事務所に照会したところ、同社における厚生年金保険の資格取得日は同年4月1日と記録されている旨の回答を受けた。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する「失業保険被保険者離職票」及び元同僚の供述から、申立人が昭和41年3月4日からA株式会社に勤務していたことは推認できるが、社会保険庁の記録によると、同事業所が厚生年金保険の新規適用事業所になったのは同年4月1日であり、それ以前の申立期間において同事業所が厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。

また、A株式会社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、昭和49年12月3日に解散し、当時の事業主も既に亡くなっているため、厚生年金保険料の控除の有無について確認できる関連資料及び供述を得ることはできない。

さらに、A株式会社に申立期間当時勤務していた複数の元同僚に照会したところ、申立人と同様に「昭和41年3月に入社した。」と回答している元同僚のうちの1人は、社会保険庁の記録によると、当該月の国民年金保険料を現年度納付していることが確認できることから、同事業所では申立期間において厚生年金保険料の控除は行われていなかったこと

がうかがえる。

加えて、申立期間当時、A株式会社の従業員であった事業主の親族に照会したところ、「A株式会社の創立日は昭和 41 年 3 月 1 日であるが、全員が同年 4 月 1 日からの加入であるはずである。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 690

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 17 日から 41 年 5 月 1 日まで
60 歳のとき、社会保険事務所で厚生年金保険の請求手続をしたところ、A 相互会社に勤務していた期間の脱退手当金が支給済みである旨の回答が有った。
脱退手当金を請求した記憶も受け取った記憶も無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所には、脱退手当金の支給を裏付ける申立人の脱退手当金裁定請求書が保管されており、同請求書には、事業所の名称と所在地のゴム印が押されていることが確認できることから、事業主が脱退手当金の請求に関与していたものと推認され、代理請求された可能性が考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 2 か月後の昭和 41 年 6 月 30 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、事業所から提出された申立人の厚生年金被保険者台帳に「脱退手当金、41. 5. 11」と記載されており、脱退手当金裁定請求書の受付日と一致することから、脱退手当金が支給されていないと推認することはできず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年12月8日から34年5月11日まで
A株式会社B工場に勤めた期間について、社会保険庁の記録では、脱退手当金が支給済みとなっているが納得できない。
脱退届を提出した記憶も脱退手当金を受領した記憶も無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「C 脱」の表示が有るとともに、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約4か月後の昭和34年9月18日に支給決定されている上、社会保険業務センターが保管する申立人の被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答した年月日が記録されていることを踏まえると、事務処理が適正に行われ、脱退手当金が支給されたものと考えられる。

また、申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和34年5月11日の前後1年以内に資格喪失した者で脱退手当金の受給資格が有る23人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、支給記録が確認できる23人全員が資格喪失日の約3か月から5か月後に支給決定されており、申立人と同日に資格喪失した者の脱退手当金の支給決定日が申立人と同日である上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、事業主による代理請求がなされたものと推認されることから、申立人についても同様に代理請

求がなされた可能性がうかがえる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 8 月 21 日から 49 年 2 月 21 日まで
(A 病院)
② 昭和 50 年 4 月 7 日から 52 年 1 月 6 日まで
(B 病院)

結婚前に勤務していたC病院及びD病院の厚生年金保険加入期間については、昭和 47 年ごろに脱退手当金をもらった覚えがある。しかし、結婚後に勤務したA病院及びB病院の厚生年金保険加入期間については、脱退手当金の請求も受給もしていない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所には、脱退手当金の支給を裏付ける申立人の脱退手当金裁定請求書が保管されており、同請求書の領収欄には、昭和 53 年 1 月 19 日付けで、申立人が社会保険事務所で脱退手当金を受領したことを示す署名及び押印が確認できる。

また、申立人は、婚姻前に勤務していたC病院及びD病院における被保険者期間の脱退手当金は受給したが、婚姻後に勤務していた申立期間①及び②の被保険者期間については、脱退手当金を受給していないと主張しているが、脱退手当金裁定請求書では、上記のすべての期間について脱退手当金を一括して請求していることが確認できることから、申立期間だけ受給していないとする申立人の主張は不自然である。

さらに、B病院の被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱手 53. 1」の表示が有るとともに、申立期間の脱退手当金

は、支給額に計算上の誤りは無く、脱退手当金裁定請求書の受付日（昭和52年12月6日）から約1か月後の昭和53年1月19日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはないと認め、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。